<不在者財産管理人選任>

1 概要

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者(不在者)に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

2 申立人(申立てができる人)

利害関係人(不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者など) 検察官

3 申立先

不在者の従来の住所地又は居所地の家庭裁判所

(これにより管轄が定まらない場合は、不在者の財産の所在地を管轄する家庭 裁判所又は東京家庭裁判所)

不在者の方の従来の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(不在者の従来の住所地又は居所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市(旧美山町を除く)、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

不在者の従来の住所地又は居所地が京都府以外の場合の管轄については、<u>裁判所</u> ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

		> 1114
1	収入印紙・・・800円分	
2	連絡用の郵便切手・・500円切手×2枚、100円切手×1枚	
	9 4 円切手×1 枚、8 4 円切手×1 3 枚	
3	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
4	不在者の財産目録・・・【申立書】・【記載例】を参照	
(5)	不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)※3※4	
6	不在者の戸籍附票 ※3	
7	不在の事実を証する資料 (捜索願受理証明書、不在者あて返戻郵便物、	
	失踪当時の事情を知っている人の陳述書等)	
8	不在者の財産に関する資料(不動産登記事項証明書、預貯金及び有価	
	証券の残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)等) ※3	
9	申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、賃貸	
	借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等) ※3※4	
10	遺産分割目的の場合には、相続関係図、相続人がわかる戸籍謄本(全	
	部事項証明書)(写しでも可。)または法定相続情報一覧図(ただし、	
	法定相続情報申出日から申立日までに3か月以上が経過している場合	
	は、相続人全員の現在の戸籍謄本の提出が必要。)、遺産目録及び遺	
	産分割協議書案	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案 によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

また、事案に応じて予納金(60万円から100万円程度)を納めていただく場合があります。

- ※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください(携帯電話の番号でも可)。
- ※3 戸籍謄本(全部事項証明書)等の証明書関係の資料は、3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※4 同じ書類は1通で足ります。

【郵送提出の場合の宛先(支部を管轄とするものを除く。)】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211 (代)

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) (受付後は担当の係にお問い合わせください。)